

⑨公益法人の「資産運用規程」は何が問題か

<http://www.e-law-international.com/PublicInterest1.htm>

Part 1 公益法人の資産運用のここが問題だ

非営利団体こそ資産運用を!!

財団法人、社団法人などの公益法人、非営利団体は、一見すると「資産運用」とは接点がないように思われるかも知れません。しかし、実際には、その「非営利的」な性質と「資産運用」には切っても切れない本質的な結びつきがあります。

それと言うのも、これらの団体の活動資金の多くは出捐者、寄付者、会員などが善意で拠出した基金に基づいていますが、資産の運用が行なわれなければ、インフレ等の経済事情により、その基金は自然に滅失してしまう運命にあるからです。従って、公益法人、非営利団体が出捐者、寄付者、会員などの善意を最大限に生かし、活動を継続的に行なおうとするなら、資産運用は決して避けて通ることのできない道です。実際、欧米にある同種の団体では、投資や資産運用は、最重要事業の一つとして位置づけられています。

日本でも、長引く低金利により、財団法人、社団法人の資産運用が課題として浮上して来ているようです。これらの団体の中には、自ら「資産運用規程」などの基本文書を定めて、資産や基金の運用に取り組むところが出始めています。

長期的な経済変動に耐えられるか

ところが、欧米の非営利組織の資産運用について調査した眼で見ると、日本の公益法人等の定める「資産運用規程」などの文書の内容は、極めて奇妙な、あるいは偏っている、もしくは不適切なものであると言わざるを得ないのが実情です。

公表されている「資産運用規程」の多くに共通している基本的な思想は、「元本に対するこだわり」と「元本割れリスクの回避」です。それ自体は間違っているわけではありません。運用の目的が短期で終了する活動に限られるとすれば、元本確保に固執することは重要だからです。ところが、今後 10 年、20 年、50 年あるいは 100 年という単位で事業活動を永続させることを目標としている場合は、運用元本の確保を過度に強調し、さらにこれにこだわるあまり運用対象まで文書で限定することには、大きな問題があると言えます。

何故なら、預金、日本国債、金銭信託、円建債券、公社債投資信託等の金融商品は、「元本割れのリスク」には比較的強いとされているものの、「インフレ・リスク」には弱く、これらのみで長期的な経済の変動に耐えられるとは到底思えないからです。

(中略)

アセット・アロケーションの欠如

また、欧米の同種の文書では極めて重要なものとして強調されているのに、日本の公益法人・非営利団体の「資産運用規程」には見られない発想として、「資産クラスの分散」や「資産配分(アセット・アロケーション)」の考え方があります。

これを欠いていることは、日本の公益法人・非営利団体の「資産運用規程」の最大の問題とであると言っても過言ではありません。

何故なら、アセット・アロケーションなくして安全な資産運用などほとんど不可能であるからです。

ところが、すでに見たように、運用元本の確保を過度に強調した運用規程に基づいて組まれたポートフォリオは、当然ながら特定の資産クラスに偏ったものになりがちです。そこにアセット・アロケーションの考え方が入り込む余地はほとんどありません。

元本の確保にこだわったポートフォリオは、一見安全性を強調しているかのように見えますが、実は極めて危険でもあり得るということです。

すべての資産にはリスクがある

これに対して欧米においては、財団、大学など非営利組織は、「リスクのない資産など存在しない」という事実に基づき資産運用を行なっています。

すべての資産にはリスクが伴います。すなわち、預金など「元本保証」の金融商品であっても「誰が保証するのか」という信用リスクの問題があります。仮に信用リスクがさほど心配の要らない水準にとどまるとしても、インフレのリスクはどうしても避けられません。株価の変動が日々報道されるのと異なり、信用リスクは企業が赤字転落したり破綻しなければ顕在化しませんし、インフレが生じて預金の実質価値が目減りしても額面が減るわけではありません。

ですから、「目に付きやすいリスク」と「隠れたリスク」との違いはあります。

けれども、「資産からリスクが消えてなくなる」ことは決してないのです。

それが欧米の非営利組織の資産運用における大前提です。これに従えば、「元本保証だからノー・リスクである」と言うのは、一種のごまかしに過ぎないと言ってもいいと思います。すなわち、リスクは徒にそこから逃げ回るべきものではありません。むしろ完全には回避できないことを認めた上で、「管理」しなければならないものなのです。

元本確保は違法??

リスクの性質の異なる資産を組み合わせるアセット・アロケーションはそのための有効な方法です。欧米の財団、大学など非営利組織の資産運用においては、これは当たり前の手法となっています。と言うよりも、非営利団体がこれを無視した資産運用を行なうことは違法とみなされることがあります。

すなわち、欧米の非営利組織が、現在の日本の財団法人、社団法人に見られるような「元本確保に偏した」極端な資産運用を行なったとすれば、不適切な運用として受託者責任を問われる可能性さえあるのです。

同じ非営利団体による資産運用と言っても、彼我の違いに驚かれたでしょうか。

しかし、金融の理論からすれば、欧米流の方が正しいのです。日本の公益法人による資産運用は、多くは明らかに偏っており、間違った金融知識に基づいています。

では、何故、日本の財団法人、社団法人では、このような極端に偏った資産運用が行なわれ、しかもそれが「資産運用規程」として文書化されているのでしょうか。

Part 2 公益法人の資産運用規程は「アルゼンチン債の鬼子」か

アルゼンチン国債の衝撃

その理由の一つとして考えられるのが、2001年に起きたアルゼンチン債のデフォルト事件、いわゆるアルゼンチン・ショックです。

当時、アルゼンチン政府の発行する国債が円建てで、しかも高利回りであったためか、数多くの公益法人、農協、信用組合などがこれに投資していました。ところが2001年末に同国が利払い停止を宣言、同国債は紙くず同然となり、これらの団体は多額の損失を蒙っただけでなく、市民団体などから責任を問われる事態となりました。アルゼンチン債を購入していた財団法人の中には、理事長が私財を擲って損失を補填したとか、出捐者である地方自治体から訴えられたという話もあります。

このアルゼンチン債の事件以後、資産運用規程を定めるという動きが財団法人などの間に急速に広まりました。

日本の公益法人が定める「資産運用規程」が元本保証に極端にこだわった内容になっているのは、このデフォルト事件を「不祥事」ととらえ、このような事態を繰り返さないために定められているという性格が強いからである、と思われまます。

日本ならではの事情

アルゼンチン債のデフォルト事件は、その少し前のエンロン事件などとともに不幸な出来事と言う外ありません。

ところが、このような「事件」が何故「日本で」起こったのかについては、今から見れば考えさせられる点がいくつもあります。

まず、これを購入した財団など公益法人の側で、金融知識が欠如していたことが挙げられます。アルゼンチン債が「円建て」で、他の円建て商品に比較した場合に「高利回り」であり、しかも曲がりなりにも「国債」であって「国家の保証」が付いているというだけの理由で購入を決定したフシがあるからです(注)。リスクとリターンの関係を顧慮するか、ポートフォリオ全体の中でどのように位置づけるかといった配慮はおそらくなされていなかったでしょう。

(注) とは言え、アルゼンチン債購入の責任を公益法人の側だけに押し付けるのは酷であるようにも思えます。それというのも、平成8年に「公益法人の設立許可及び指導監督基準」が閣議決定され、さらにその「運用指針」には次のように定められ、運用対象となる資産が事実上限定されてしまったからです。すなわち、財団法人がその基本財産を、株式や株式投資信託、外貨建て資産などで運用することは「原則として適当でない」とされ、また、運用財産については、「安全、確実な方法で行うこと」が望ましいものの、「一定のリスクはあるが、高い運用益の得られる可能性のある方法」で運用することが望ましいと

されました。

この文言を非常に素直に受け取った場合、「円建て」で「国家の保証」が付き、しかも「高利回り」のアルゼンチン債は、まさに打って付けの金融商品のように見えないでしょうか。政府の指針は、株式や外貨建て資産等による運用を制限しているという点で現代ポートフォリオ理論に反しており、その意味で資産運用規程問題の淵源とも言えます。

ただし、「運用財産」に関しては、株式や株式投資信託、外貨建て資産に対する投資も含め、そのような制限はないと解釈できるようです。

(中略)

見るべきものは「全体」である

一例を挙げれば、アメリカの巨大助成財団の一つであるマッカーサー財団は、運用資産の40%を上場株式で、それを上回る46%をヘッジファンドやプライベート・エクイティ等の代替投資で運用しています。株式投資は言うまでもなく価格変動リスクがありますし、代替投資も一般にハイリスクであるとされています。しかし、これを組み合わせることによって、株式が不調の年は代替投資が好調となり、代替投資が不調の年は株式が好調となるなど、ポートフォリオ全体としてはむしろリスクを軽減して安定的に成長しているのです。それなのに、ポートフォリオの全体を見ようとせず運用の一部だけを取り上げて、株式が不調のときは「価格変動のある株式に投資して損失を出した」と言い、代替投資が不調のときには「ハイリスクのヘッジファンドに投資して損失を出した」などと言って非難することは、全く意味がないというべきです。

また、同財団では、2002年から2006年までの年平均で14%弱の運用リターンを上げていますが、2002年についてはITバブル崩壊やエンロン事件の影響もあってか5%弱のマイナスとなっています。しかし、そのとき損失が出たことをことさらに取り上げて「公益目的の財団がリスクのある投資するなどとは、けしからん」などと言ってみても始まりません。むしろ、この損失にもかかわらず、債券中心の運用などに方針転換することなく投資を堅持し、その後の成長につなげたことを賞賛するべきなのです。

繰り返しますが、元本確保にこだわって適切なリスクをとる投資を怠り、明らかに「インフレに負ける」ポートフォリオを組むことの方が、「けしからん」どころか、米国ではむしろ「違法」となる可能性があるのです。

Part 3 欧米の巨大財団における資産運用規程

日本の公益法人の採用している、元本の確保ばかりを強調した資産運用規程を見ると、これは本当に公益活動のために資産を保全するというよりは、マスコミ沙汰や市民団体とのトラブルなどの「不祥事」を避けることの方が主な目的ではないかと勘ぐりたくなります。正しい金融知識のある資産家なら、このような資産運用規程を定めている団体には決して寄付しないでしょう。そこに定められているのは「座して死を待つ」ごとき運用であり、これでは虎の子の寄付金がインフレにより目減りするのは明らかであるからです。

欧米の財団における資産運用規程

それでは、現代ポートフォリオ理論に即した運用を行っている欧米の助成財団等の非営利・公益団体では、どのような「資産運用規程」を定めているのでしょうか。

当然ながら、その資産運用規程に相当する文書の内容は、日本のそれとは全く異なっています。

一例として、イギリスの巨大な医療助成財団であるウェルカム・トラストの定款別表を見てみましょう。日本の公益法人等の資産運用規程とは、次のような根本的な違いあることが指摘できます。

まず、ウェルカム・トラストの定款では、投資の対象である「資産クラス」に対する制限がありません。

すなわち、ハイリスク、ローリスクにかかわらず、どんな資産も投資・運用の対象として認められているのです。

何故なら、資産運用にとって重要なことは個々の投資に「リスクがあるかないか」ではないからです。リスクはどの資産にもあります。

重要なのは、リスクのある資産を適切に分散し、リスクの性質の異なる資産を組み合わせることにより、最適なアセット・アロケーションを構築することであると考えられているのです。

外部委託の重要性

次に、ウェルカム・トラストの定款では、投資運用の外部委託について詳細に定めていません。

最適なアセット・アロケーションを構築する際に鍵となるのは、外部の投資運用者への委託であるからです。

欧米の巨大財団には、資産運用の専従者を雇う団体も少なくありませんが、それでも適切な資産配分には外部の専門家の手助けが必要となります。寄付金や義捐金を運用する非営利団体の場合は、「慎重投資原則」の基準が厳しいため、誠実に適切な外部委託先の選定は特に重要なことです。

ちなみに、運用の外部委託に関する内容は、日本の資産運用規程にはほとんど見られないようです。日本では金融機関がそのような委託を受けるための法律が未整備であり、その上、たまたま委託を受けたところが手数料稼ぎのために回転売買されるなどの被害がときたま伝えられていますので致し方のないことかも知れません。

しかしながら、信頼できる外部委託先のあるなしは運用結果に決定的に影響します。言うまでもなく、財団などの公益団体は資産運用の専門家集団ではなく、経理担当者以外に資産運用の専従スタッフを抱えることも、よほどの規模と資金力がない限り難しいからです。投資の専門家でもない、忙しい経理担当者が運用を任された上、損失が出たら非難の矢面に立たされるというのでは、余りに酷というものでしょう。

適切な外部委託先があれば、政府による「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指

針」の文面を素朴に解釈してアルゼンチン国債を大量に買い込むといった過ちは、おそらくなかったと思われます(前記(注)を参照)。

公益活動の未来は資産運用にかかっている

日本では、最近、公益法人改革が行なわれ、財団法人、社団法人のあり方が大きく変わろうとしています。これに伴い、日本の公益法人でも、今後は、「アルゼンチン債の鬼っ子」である「資産運用規程」を見直す動きが出てくるでしょう。リスクをただ見えにくくしただけの「インフレに弱い運用」を改め、公益活動を永続的ならしめるための「本当の資産保全」へと果敢に挑戦する財団法人、社団法人がこれから増えていくことが期待されます。もしそうでなければ、日本における公益活動は、時がたち、インフレが進行していくにつれて徐々に先細っていく以外にないでしょう。

⑩指定正味財産と基本財産・特定資産の関係等について

総官管第51号

平成18年3月24日

各府省公益法人行政担当課長
各都道府県公益法人担当部長
各都道府県教育長 殿

総務省大臣官房管理室長 印

「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）等の適用に当たっての留意点について（通知）

「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）及び「公益法人会計基準の運用指針について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）を踏まえ、新たな公益法人会計基準における指定正味財産と基本財産・特定資産の関係等について以下のとおり取りまとめたので、実務上の参考とされたい。

記

1. 指定正味財産と基本財産・特定資産の関係について

寄付によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産に計上するものとする。

2. 関連当事者における国・地方公共団体の取扱いについて

関連当事者との取引の内容についての注記においては、国及び地方公共団体については、公益法人の主務官庁であることをもって、ただちに当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という）とはしないが、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解（注14）に定める注記をすることが望ましいものとする。

（監査人メモ：以下の項目の内容は省略する）

3. 資産の時価が著しく下落した場合の使用価値の取扱いについて
4. 公認会計士等の監査の範囲について
5. 内部管理事項に基づき、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分した収支予算書を作成する最初の事業年度の取扱いについて

以上__

⑪寄附行為の抜粋

<財産運用に関する部分の抜粋>

以下は(財)えひめ地域政策研究センターの寄附行為から抜粋したが、一般的、代表的な規定である

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の3分の2以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

⑫財団法人愛媛県文化振興財団の役員及び職員の給与等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人愛媛県文化振興財団の役員及び職員の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の給与)

第2条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とし、この規程に定めるもののほか、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「給与条例」という。)の例による。

- 2 給料表は、給与条例別表第1の行政職給料表とし、職務の級は、別表第1による。
- 3 休職者の給与は、給与条例の例による。
- 4 管理職手当を支給する職及び支給額は、別表第2による。
- 5 勤勉手当の支給については、財団の運営状況等を勘案して理事長が別に定める。
- 6 愛媛県から派遣された職員の給与については、前各項の規定にかかわらず別に定めるところによる。
- 7 特別の事情がある場合は、前各項の規定にかかわらず、理事長が別に定めることができる。

(初任給)

第3条 新たに職員となった者の給料は、その者の学歴、経験、採用後の職務の級等を考慮して理事長が定める。

(役員給与)

第4条 役員給与については、理事長が定める。

(退職手当)

第5条 職員の退職手当については、愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の例による。

(旅費)

第6条 役員及び職員の旅費については、職員の旅費に関する条例(昭和28年愛媛県条例第6号)の例によるものとし、その旅費の級格付けは、別表第3による。

- 2 愛媛県から派遣された職員の旅費については、前項の規定にかかわらず別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

⑬財団法人愛媛県文化振興財団会計規則

(注)監査人が監査報告書の引用に必要と思う条文のみ抜粋した。他の外郭財団法人もほぼ同内容の規程である。留意点は太字にした。

(会計事務担当者)

第5条 財団に会計事務を担当する**出納員**及び会計職員を置く。

2 出納員及び会計職員は、理事長が命ずる。

(予算の流用)

第10条 やむを得ない理由があるときは、相互に**予算を流用**することができる。

(予備費)

第11条 予見し難い予算外の支出に充てるため、支出予算に**予備費**を計上することができる。

2 **予備費の充当**を必要とする事実が生じたときは、**理事長の承認**を受けなければならない。

第13条 **基金**に属する現金は、確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

(収入の取扱い)

第14条 収入は、**受注伝票(様式第1号)**、**収入伝票(様式第2号)**、**受発注伝票(様式第3号)**及び**入出金伝票(様式第4号)**に収入の基礎となるべき証ひょうを添付してこれを行う。

2 理事長は、収入が決定したときは、速やかに納入義務者に対して、**請求書(様式第5号)**を発行し、これを納入させなければならない。

3 現金を即納するものについては、前号の規定にかかわらず、納入義務者に口頭又は掲示の方法によって請求をすることができる。

(支出)

第17条 支出は、**発注伝票(様式第6号)**、**支出伝票(様式第7号)**、**受発注伝票**及び**入出金伝票**に支出の基礎となるべき証ひょうを添付してこれを行う。

2 支出は、**すべて請求書を徴して行う**。ただし、報酬、給料、収入印紙その他請求書により難いものについては、この限りではない。

(契約)

第21条 契約は、地方自治法及び**愛媛県会計規則の定めるところ**に準じて行うものとする。

(愛媛県会計規則の準用)

第32条 この規則に定めるもののほか、財団の会計に関し必要な事項は、**愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)**の例による

⑭ 毎月分配型投資信託

(毎月分配型投資信託の意味) 出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

毎月分配型投資信託とは、収益の決算を1ヶ月ごとに行い、その度に分配金(配当金)を出す投資信託をさす。

毎月分配型投資信託は、日本においては1990年代後半より設定されるようになった。当初は先進国の債券に投資し、安定的な分配を目指すものが多かった。

その後、リスクの高い低格付債や新興国の債券に投資し高いリターンを狙うもの、高配当の株式に投資するもの、不動産投資信託(REIT)に投資するもの、それらを組み合わせて投資するバランス型ファンドなども現れている。

2000年代に入り、団塊の世代が退職を迎える時期になって、毎月年金代わりに分配金を受け取れる事をメリットと感じた高齢者を中心に、大量の資金がこの種の投信に流入するようになった。国際的な金利低下を背景に、安定的に債券で収益を上げる事が出来るようになった(金利が低下すると債券価格は上昇する)ことも、それに拍車をかけた。2008年5月時点で、日本で最大の純資産総額を有する投資信託は「グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)」となっており、その額は約5兆5000億円になっている。

(最近の配当実績及び利回りのデータ)

価格.com - 投資信託 - 毎月分配型投資信託

投資信託 毎月分配型投資信託一覧を掲載。... 過去1年間に12回分配を行っている**毎月分配型投資信託**(計274本)を見てみましょう。... **株ちよファンド日本(高配当・割安・成長)毎月**『愛称:カブチヨ虫』840円.70円 ...

kakaku.com/fund/article/maitsukibunpai/p04.html -キャッシュ

次の表は、上記インターネットで公開されているデータに基づき、過去1年間の年間配当合計が大きい順に50件抽出し、最近の配当実績(H20年12月)及び基準価格(H21.2.4)を調べて今後の年間配当利回りを試算したものである。過去1年間の配当合計の多い順に50件記載している。

コメント:

基準価格が下落している銘柄も見られるが、基準価格を下げているところが多い。

騰落率は基準価格を1年前と比較したものであり、世界市況を反映して大きく下落している。購入する側にとっては安く買えることであり、高配当を期待できる。

下落した基準価格で試算したところ、配当利回りは10%を超えるところが相当数ある。今後配当が下がる可能性を差し引いて考えても、今の基準価格で購入すれば5%以上の配当を期待できる銘柄は多い。どの商品にするかが役員の責務である。

配列順序: 過去1年間の配当合計を1年前の基準価格で割った配当利回りの高い順に表示している。

⑮毎月分配型投資信託の最近データ(購入検討資料)		2009年01月31日付データ			今買ったなら1年後の配当率は		
		A 配当実績	過去1年間 利回り実績	B直近分配金	年間見 込配当	H21. 3. 11	今後1年 間利回り
No.	名称	分配金合計 (直近1年)	A÷ 1年前基準価額	平成21 年1月配 当	B×12	C基準価格	B/C
1	日興・AMPグローバルREIT毎月A(ヘッジなし)	¥1,380	11.8%	90	¥1,080	¥3,749	28.8%
2	グローバル・コモディティ・オープン(毎月)	¥1,210	11.4%	10	¥120	¥4,135	2.9%
3	ラサール・グローバルREIT(毎月分配型)	¥1,200	10.0%	100	¥1,200	¥3,658	32.8%
4	DIAM J-REITオープン(毎月決算コース)『愛称:オーナーズ・インカム』	¥1,200	10.0%	100	¥1,200	¥3,464	34.6%
5	短期豪ドル債オープン(毎月分配型)	¥1,180	9.9%	100	¥1,200	¥7,486	16.0%
6	ワールド・リート・オープン(毎月決算型)	¥1,150	9.9%	75	¥900	¥3,744	24.0%
7	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	¥1,140	12.4%	95	¥1,140	¥5,534	20.6%
8	エマージング債券ファンド(毎月分配型)	¥1,050	10.1%	100	¥1,200	¥6,790	17.7%
9	日興・CS世界高配当株F毎月A(ヘッジなし)	¥1,020	9.8%	60	¥720	¥4,420	16.3%
10	AIG 新成長国債券プラス『愛称:ブルー オーシャン』	¥1,000	10.5%	70	¥840	¥6,008	14.0%
11	ダイワ 世界債券ファンド(毎月分配型)『愛称: ワールドプライム』	¥970	9.7%	50	¥600	¥7,186	8.3%
12	オーストラリア・リート・オープン(毎月決算)	¥960	8.4%	80	¥960	¥2,347	40.9%
13	ダイワ・グローバルREIT(毎月分配型)『愛称: 世界の街並み』	¥960	10.9%	80	¥960	¥2,906	33.0%
14	三井住友・グローバル・リート・オープン『愛称: 世界の大家さん』	¥960	7.3%	80	¥960	¥3,976	24.1%
15	新興国債オープン(毎月決算型)『愛称: アトラス(毎月決算型)』	¥960	9.7%	80	¥960	¥6,258	15.3%
16	財産3分法F(不動産・債券・株式)毎月分配型 『愛称:財産3分法ファンド』	¥960	8.9%	80	¥960	¥6,539	14.7%
17	ダイワ・グローバル債券F(毎月分配型)	¥960	9.4%	80	¥960	¥7,166	13.4%
18	三井住友・ヨーロッパ国債ファンド	¥960	9.1%	80	¥960	¥7,792	12.3%
19	バン・パシフィック外国債券(毎月分配型)	¥960	8.3%	80	¥960	¥8,404	11.4%
20	フィデリティ・USリートB(為替ヘッジなし)	¥930	7.7%	75	¥900	¥4,122	21.8%
21	野村 豪州債券ファンドDコース(毎月分配型)	¥929	7.6%	100	¥1,200	¥8,022	15.0%
22	GS 米国REITファンドB(毎月分配ヘッジなし) 『愛称:コロンブスの卵』	¥920	9.8%	60	¥720	¥3,042	23.7%
23	エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算 型)	¥920	9.1%	60	¥720	¥7,180	10.0%
24	オーストラリア債券ファンド(毎月分配型) 『愛称:毎月コアラ』	¥904	7.7%	100	¥1,200	¥7,155	16.8%
25	ハイグレード・オセアニア・ボンド(毎月分配) 『愛称:杏の実』	¥900	9.0%	75	¥900	¥6,852	13.1%
26	ダイワ 外債ソブリン・ファンド(毎月分配型)	¥900	8.6%	75	¥900	¥7,906	11.4%
27	ダイワ・ハイグレード・ソブリンF(毎月分配)	¥900	8.6%	75	¥900	¥8,004	11.2%
28	JPM 新興国現地通貨ソブリン・F(毎月)	¥890	9.8%	80	¥960	¥5,451	17.6%
29	ニッセイ 高金利国債債券ファンド『愛称: スリーポイント』	¥880	9.0%	60	¥720	¥6,751	10.7%
30	GS ハイ・イールド・ボンド・ファンド	¥850	9.6%	75	¥900	¥5,375	16.7%

(*) 価格.comマネーの毎月配当型投資信託より抜粋 HP:<http://kakaku.com/>

<表の説明>

- ①キーワード「毎月配当型投資信託」により、過去1年間の分配金の多い順に30件をリスト。
- ②調査時点での基準価格と配当金額(月)をベースに今後1年間の予想配当率を計算したものである。

⑩ 神戸市外郭の人件費 二審も「補助金支出は違法」 H21.1.20 神戸新聞より

神戸市が職員派遣先の外郭団体に人件費として支出した補助金の適否が争われた住民訴訟の控訴審判決が二十日、大阪高裁であり、若林諒裁判長は、一審を上回る計約二億五千万円を矢田立郎市長と三団体に返還させるよう市に命じた。

市民団体「ミナト神戸を守る会」の東條健司代表らメンバーが提訴。一審・神戸地裁判決は「市は公益性をまったく審査せず補助金を出しており、直接の給与支給と言われてもやむを得ない」として、矢田市長と二団体に計約二億一千八百万円を返還させるよう命じていた。

外郭団体の派遣職員の給与を自治体が直接支給することは禁じられているが、地方自治法の例外規定として「公益上の必要性」を満たせば補助金支出が可能。また、二〇〇二年四月施行の「公益法人への地方公務員派遣法」でも、派遣先業務が給与支給可能業務である場合などに限り認められている。

判決によると、神戸市は〇四-〇五年度、市職員を派遣した「こうべ市民福祉振興協会」など福祉、医療関係の三つの財団法人に、派遣職員らの人件費に充てるため、補助金を支出した。

判決理由で若林裁判長は市が各団体と結んだ協定書で定める派遣職員の業務は「派遣法が例外規定と定める給与支給可能業務に当たらない」と判断を示した。

神戸地裁が計約四十五億円を矢田市長と十八団体に返還させるよう命じた同様の訴訟も大阪高裁で係争中。早ければ今春にも判決が下される。

同市の小柴善博行財政局長は「判決の内容を精査したうえで対応を検討したい」とコメント。上告も視野に協議するという。

一方、原告の東條代表は「市は上告を取りやめ、違法支出が完全になくなるよう税金の使い道について早急に総点検をすべきだ」と話した。

(1/20 21:46)